

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県人事委員会  
委員長 加藤

誠

### 広島県人事委員会規則第十三号

#### 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の部中

「課 担 当 課 長 長 長」を  
「減 災 対 策 推 進 担 当 課 長 長 長」に  
政策監（人事委員会の定めるものに限る。）

「課 担 当 課 長 長 長」を  
「減 災 対 策 推 進 担 当 課 長 長 長」に  
政策監（人事委員会の定めるものに限る。）

「縮景園 副 園」を  
「縮景園 園」に改め、

同表教育委員会の部中

「みよし風土記の丘 所」を  
「みよし風土記の丘 所」に改め、

同表警察の部中

「首部 参議 席 監 察」を  
「首部 参議 席 監 察」に改め、

「組織 免許 センター」を  
「組織 免許 センター」に改め、

「首部 参議 席 監 察」を  
「組織 免許 センター」に改め、

別表第一イ行政職給料表の表を次のように改める。

四 級	五 級	六 級	七 級	職務の級	區 分	管 理	職 手 當	の 額
四 種	四 種	三 種	二 種	一 種	種	種	種	一万円
五万円（地方機関の次長等の職を占める職員にあつて る。）	七万円（人事委員会が別に定める職を占める職員にあ つては七万円）	十万円	十三万円	管理職手當の額				

三級	五種	は四万円)
六種	五種	四万円

別表第一ホ研究職給料表の表を次のように改める。

職務の級	区分	管 理 職 手 当 の 額
五級	三種	八万円
六級	四種	八万円

別表第二ト医療職給料表(二)の表を次のように改める。

職務の級	区分	管 理 職 手 当 の 額
五級	三種	七万円(地方機関の次長等の職を占める職員にあつては六万五千円)
四级	四種	五万円(地方機関の次長等の職を占める職員にあつては四万円)

別表第二チ医療職給料表(三)の表中

「六級」を「四级」に改める。

別表第二備考2の表四種の部中

「自治総合研修センタ」研修企画監

縮景園	副園長	研修企画監
-----	-----	-------

に改める。

#### 附 則

この人事委員会規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一警察の部に係る改正規定は、平成二十八年四月十五日から施行する。